

2021年3月11日、新大阪日之出会議室において「申」第27号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「大阪第二運輸所の新横浜泊行路の設定」に関する緊急申し入れ

1月22日、大阪第二運輸所に新横浜泊行路を設定する旨の掲示（営業、指導、運転科長名）が出された。

掲示には新たに設定する理由や目的の説明もなく、2月1日(月)施行から2月28日(日)施行までの期間に運用するとしている。内容は746Aと533Aの乗務を中心とする運転士、車掌長、車掌の臨行路（BMT9001行路）である。この列車は他の運輸所が担当していた列車であり、年休発給が進まず失効となる社員が増加しつつあると聞いている。ついては突然、列車担当を移管した行路設定について以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

1. 大阪第二運輸所に新横浜泊の行路（BMT9001行路）を設定した理由を明らかにすること。

【会社回答】新型コロナウイルス感染症の影響に伴い緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月18日以降、東海道新幹線の運転計画を見直しことを踏まえて、運輸所間で要員の余力を平準化する観点から、一部の行路について運輸所間で移管することになった。

2. 746A、533Aの元々のそれぞれの担当運輸所を明らかにすること。

【会社回答】いずれも名古屋運輸所の担当（BMT216行路）である。

3. 他の運輸所からの移管であり、運用出来ない理由を明らかにすること。

【会社回答】新型コロナウイルス感染症の影響に伴い緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月18日以降、東海道新幹線の運転計画を見直しことを踏まえて、運輸所間で要員の余力を平準化する観点から、一部の行路について運輸所間で移管することになった。

4. 元々担当していた運輸所の職場の年休発給、年休消化の状態を明らかにすること。

【会社回答】個別の職場の年休取得状況について、明らかにする考えはない。

5. この列車を移管することで、元々の運輸所の要員の減数を明らかにすること。

【会社回答】各運輸所において必要な要員は確保しており、詳細について明らかにする考えはない。

6. 大阪第二運輸所以外にも他の運輸所から移管する列車・行路があるのか明らかにすること。その列車・行路があるなら移管した運輸所と列車・行路を明らかにすること。

【会社回答】名古屋運輸所BMT 2 1 3行路を東京第一運輸所に、BMT 2 0 1、BMT 2 1 2行路を東京第二運輸所に移管している。

7. 移管した運輸所での「一時帰休」の実態を明らかにすること。

【会社回答】個別の職場の勤務指定の状況について、明らかにする考えはない。

8. 昨年5月の緊急事態宣言発令中に名古屋運輸所の行路を他所に移管した。その時と今回の行路の移管に違いはあるのかを明らかにすること。

【会社回答】昨年5月は、定期列車の一部運休に伴う一部基本行路の休止、変更が発生した。今回は、臨時列車の運転取り止めに伴い、運輸所間で余力を平準化する観点から一部の基本行路について運輸所間で移管を行った。いずれにしても輸送機関として安定した輸送をお客様に提供し続けるために行っている。

以上